

平成29年第9回

美幌町農業委員会総会議事録

平成29年12月25日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 平成29年12月25日(月) 午後3時00分から午後4時05分

2. 開催場所 美幌町議会 議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(20人)

	1番	日下	優	君	農地部会長	2番	白石	愛	君
会長職務代理者	3番	大西	政雄	君		4番	根塚	信義	君
	5番	中村	寿恵子	君		6番	小林	勝義	君
	7番	小泉	豊和	君	振興副部会長	8番	加藤	安弘	君
	9番	佃	徹	君		10番	寺本	恵二	君
	11番	日並	一三	君		12番	重清	幸良	君
	13番	木村	勝彦	君		14番	西	学	君
	15番	日並	洋	君		16番	齋藤	一男	君
農地副部会長	17番	東	砂裕理	君	振興部会長	18番	千葉	正美	君
	19番	松本	訓宜	君	会長	20番	鈴木	幸往	君

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	酒井	祐二	君	総務担当主査	佐々木	鑑仁	君
総務担当	中谷	賢司	君	臨時筆生	寺田	裕子	君

議事日程

平成29年第9回美幌町農業委員会総会
平成29年12月25日 午後3時00分開会

- | | | |
|--------|--------|---|
| 日程第1 | | 議事録署名委員及び総会書記の指名について |
| 日程第2 | | 諸般の報告について |
| 日程第3 | | 会期の決定について |
| 日程第4 | | 会務報告について |
| 日程第5 | 報告第15号 | 第4回 振興部会会議結果報告について |
| 日程第6 | 報告第16号 | 農地等の贈与税の納税猶予適用者が農業を引き続き行っている旨の調査結果について |
| 日程第7 | 報告第17号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 日程第8 | 報告第18号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の変更について |
| 日程第9 | 議案第30号 | 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について |
| 日程第10 | 議案第31号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について |
| 日程第11 | 議案第32号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第12 | 議案第33号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 日程第13 | 議案第34号 | 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について |
| 日程第14 | 協議第5号 | 美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について |
| 追加日程第1 | 協議第6号 | 美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について |

(ブザー)

議長	ご苦労様です。
事務局長	本日の出席委員は20名です。定足数に達しており総会は成立しておりますので、只今より平成29年第9回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることになっておりますので議事進行につきましては鈴木会長にお願い致します。
議長	これより議事に入ります。
議長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号1番日下委員、同じく議席番号2番白石委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の佐々木総務担当主査と中谷総務担当を指名します。
議長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告4件、議案5件、協議1件となっております。朗読については省略させていただきます。 以上で諸般の報告を終わります。
議長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ありませんか。 (「なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定を致します。
議長	日程第4、「会務報告について」は議案書2ページに記載のとおりであります。 (口頭報告なし)
議長	何かご質問ありませんか。 (「なし」の声)
議長	ないようですので、「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議長	日程第5、報告第15号「第4回振興部会会議結果報告について」を議題と致します。部会長の報告をお願い致します。
振興部会長	第4回振興部会会議結果報告書。振興部会の会議結果について美幌町農業委員会部会等設置規程第11条第1項の規定により下記のとおり報告する。平成29年11月27日。美幌町農業委員会振興部会長千葉正美。美幌町農業委員会会長鈴木幸往様。記。1. 案件(1)農地等の利用の最適化の推進に関する指針について。2. 開催日時、平成29年11月27日(月)午後2時20分から午後2時40分。3. 開催場所、議会委員室。4. 出席者、私他計7名。事務局中谷総務担当。5. 会議結果につきましては事務局からの説

<p>総務担当</p>	<p>明よろしくお願い致します。</p> <p>会議結果についてご説明致します。(1) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について。議案参考資料1 ページ目から3 ページ目までの内容を振興部会にご提案しまして審議した結果、内容通り承認されております。なお、12月25日開催の第9回農業委員会総会に付議することになっております。以上、会議結果の説明でございました。</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、報告第15号「第4回振興部会会議結果報告について」は承認することに決定を致します。</p>
<p>議 長</p> <p>総務担当主査</p>	<p>日程第6、報告第16号「農地等の贈与税の納税猶予適用者が農業を引き続き行っている旨の調査結果について」を議題と致します。</p> <p>本件は租税特別措置法第70条の4、第1項の規定により農地等の贈与税の納税猶予を受けている農業者が3年ごとに営農継続届出書を税務署に提出する必要があることから調査したもので対象者は議案7ページに記載の7名でございます。各地区担当委員にご確認をいただき、全員が農地等を贈与された日から引き続き農業を営んでおり適格者であることを報告致しますとともに本調査結果に基づき証明書を交付させていただきますのでよろしくお願い致します。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、報告第16号「農地等の贈与税の納税猶予適用者が農業を引き続き行っている旨の調査結果について」は承認することに決定を致します。</p>
<p>議 長</p> <p>総務担当主査</p>	<p>日程第7、報告第17号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題と致します。</p> <p>内容番号7号から8号は関連がございますので一括上程を致します。</p> <p>内容番号7号から8号について一括ご説明致します。本件は農地法第3条により賃貸していた土地を他者に売買することになったことから賃借人と合意解約したものでございます。賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。契約期間は平成25年1月29日から平成45年1月28日まで20年間で、平成29年12月1日に合意解約並びに土地の引き渡しを行ったものでございます。まず、内容番号7号についてご説明致します。賃貸人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。続いて内容番号8号ですが賃貸人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。以上、よろしくお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、内容番号7号から8号は承認することに致します。内容番号9号。</p>

総務担当主査 内容番号9号についてご説明致します。本件も農地法第3条により賃貸していた土地を他者に売買することになったことから賃借人と合意解約したものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、契約期間は平成20年2月26日から平成30年2月25日まで、平成29年12月1日に合意解約並びに土地の引き渡しを行ったものでございます。以上、よろしくお願い致します。

議 長 ご異議ありませんか。
(「なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号9号は承認することに致します。
内容番号10号。

総務担当主査 内容番号10号についてご説明致します。本件は農業経営基盤強化促進法により賃貸していた土地を他者に売買することになったことから賃借人と合意解約したものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、契約期間は平成25年3月26日から平成30年3月31日まで、平成29年12月1日に合意解約並びに土地の引き渡しを行ったものでございます。以上、よろしくお願い致します。

議 長 ご異議ありませんか。
(「なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号10号は承認することに致します。
内容番号11号から12号は関連がございますので一括上程を致します。

総務担当 内容番号11号から12号を一括ご説明致します。本件も農業経営基盤強化促進法により賃貸していた土地を売買することになったことから賃借人と合意解約したものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、平成29年12月11日に合意解約並びに土地の引き渡しを行っております。内容番号11号についてご説明致します。賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は平成28年11月1日から平成33年10月31日まででございます。次に内容番号12号ですが賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、契約期間は平成29年2月28日から平成34年2月27日の5年間でございます。以上、よろしくお願い致します。

議 長 ご異議ありませんか。
(「なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号11号から12号は承認することに致します。
内容番号13号。

総務担当 内容番号13号についてご説明致します。本件は農業経営基盤強化促進法により賃貸していた土地を他者に売買することになったことから賃借人と合意解約したものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は平成25年12月30日から平成30年12月29日までの5年間、平成29年12月11日に合意解約並びに土地の引き渡しを行ったものでございます。以上、よろしくお願い致します。

議 長 ご異議ありませんか。
(「なし」の声)

議 長	ご異議なしと認め、内容番号13号は承認することに致します。 内容番号14号。
総務担当主査	内容番号14号についてご説明致します。本件は農地法第3条により賃貸していた土地を賃借人が経営移譲するため合意解約したものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇内、面積は〇〇㎡、契約期間は平成25年5月24日から平成30年5月23日まで、平成29年12月11日に合意解約並びに土地の引き渡しを行ったものでございます。以上、よろしくお願ひ致します。
議 長	ご異議ありませんか。 (「なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号14号は承認することに致します。 内容番号15号から16号は関連がございますので一括上程を致します。
総務担当主査	内容番号15号から16号について一括ご説明致します。本件は農業経営基盤強化促進法により賃貸していた土地を他者に賃貸することになったことから賃借人と合意解約したものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、契約期間は平成25年5月1日から平成30年4月30日まで、平成29年12月11日に合意解約並びに土地の引き渡しを行ったものでございます。内容番号15号についてご説明致します。賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。次に内容番号16号についてご説明致します。賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇内他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。以上、よろしくお願ひ致します。
議 長	ご異議ありませんか。 (「なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号15号から16号は承認することに致します。 報告第17号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第8、報告第18号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の変更について」を議題と致します。 内容番号1号。
総務担当	内容番号1号についてご説明致します。本件は先の報告第17号内容番号13号で合意解約した案件で利用権設定者から計画地の一部を購入希望している者がおり所有者の〇〇さんへ斡旋調整したところ売買の了解を得ましたので、今回、計画地の変更を行うものでございます。すでに定められている計画ですが真にやむを得ない事情が生じた場合は当事者並びに町が協議して変更ができるため、今回、その旨報告し承認を頂くものでございます。平成25年12月26日付美幌町告示第102号により決定された農用地利用集積計画書について平成29年12月11日に変更協議が整ったものでございます。 利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。変更の内容ですが議案記載のとおり、土地所在地が1筆減となっております。それに合わせて賃貸借料も減額となっております。以上よろしくお願ひ致します。
議 長	ご異議ありませんか。

	(「なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、内容番号1号は承認することに致します。 内容番号2号。
総務担当	内容番号2号についてご説明致します。本件も先の報告第17号内容番号11号で合意解約した案件で利用権設定者からの計画地の一部について売買の申出があり現在の利用者へ斡旋調整したところ売買の了解を得ましたので、今回、計画地の変更を行うものでございます。すでに定められている計画ですが真にやむを得ない事情が生じた場合は当事者並びに町が協議して変更ができるため、今回その旨報告し承認を頂くものでございます。平成28年10月26日付美幌町告示第84号により決定された農用地利用集積計画書について平成29年12月11日に変更協議が整ったものでございます。 利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。変更の内容ですが議案記載のとおり、土地所在地の1筆減になっておりまして、それに伴い賃貸借料が減額になっております。以上、よろしくお願い致します。
議長	ご異議ありませんか。
	(「なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、内容番号2号は承認することに致します。 報告第18号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の変更について」は承認することに決定致します。
議長	日程第9、議案第30号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題と致します。
総務担当	議案第30号についてご説明致します。本件は平成28年4月に改正された農業委員会等に関する法律第6条の規定により農業委員会においては農地等の利用の最適化に関する業務が明確に位置づけられることになりました。これによりまして、同法の第7条の規定で農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めることが努力義務として申達されておりました。今回美幌町農業委員会でもこちらの指針におきまして定めることになりましたのでご審議のほど、お願いするところであります。議案の14ページから16ページまでが今回、ご提案する指針でございます。指針の簡単な内容の説明ですが、第1が基本的な考え方を記載しております。第2に具体的な目標と推進方法でございまして、農地利用の最適化の推進に関する遊休農地の発生防止・解消。担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進。三つの主な項目につきまして、目標と推進の方法に関してご説明を載せております。詳しい説明につきましては議案をお読みください。以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長	ご異議ありませんか。
	(「なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、議案第30号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」は承認することに決定を致します。
議長	日程第10、議案第31号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。 内容番号32号。
総務担当主査	内容番号32号についてご説明致します。参考資料は6ページをご覧いただけます。本件は先の報告第17号内容番号9号で合意解約した案件です。所有権の移転をする者は〇

〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。なお、合意解約の面積と本件の面積に114㎡の相違がございますがこれは現況が畑として利用されていない土地が1筆あり農業公社への買い入れがされなかったためでございます。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は平成29年12月26日、代金の支払期限は平成30年2月14日、利用調整日は平成29年12月8日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

18 番 内容番号32号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんの離農跡地を〇〇さん本人から売買の希望があり、斡旋調整を行った結果、〇〇の〇〇さんと売買することになったものですが〇〇さんが公社事業参加を希望したことから、今回、農業公社へ売買するものです。以上、よろしくお願い致します。

議 長 ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号32号は適当と認めます。
内容番号33号。

総務担当 内容番号33号についてご説明致します。参考資料は7ページをご覧願います。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで所有権の移転時期は平成29年12月26日、代金の支払期限は平成30年1月31日、利用調整日は平成29年12月11日でございます。

以上の計画内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

2 番 内容番号33号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんの所有農地のうち賃貸借をしていた一部を〇〇さん本人から売買の希望があり、斡旋調整を行った結果、〇〇さんと売買することになったものです。

〇〇さんは夫婦2人で畑作三品を作付けされ意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号33号は適当と認めます。
内容番号34号。

総務担当 内容番号34号についてご説明致します。本件は先の報告第17号内容番号12号で合意解約した案件です。所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は平成29年12月26日、代金の支払い期限は平成30年2月14日、利用調整日は平成29年12月14日でございます。

以上の計画内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

- 10 番 内容番号34号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんの所有農地のうち賃貸借をしていた一部を〇〇さん本人から売買の希望があり、斡旋調整を行った結果、〇〇さんと売買することになったものですが〇〇さんが公社事業参加を希望したことから、今回、農業公社へ売買するものです。以上、よろしくお願い致します。
- 議長 ご異議ありませんか。
- (「なし」の声)
- 議長 ご異議なしと認め、内容番号34号は適当と認めます。
内容番号35号。
- 総務担当 内容番号35号についてご説明致します。参考資料は9ページをご覧ください。本件は売買案件です。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は平成29年12月26日、代金の支払期限は平成30年1月31日、利用調整日は平成29年12月11日でございます。
- 以上の計画内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。
- 1 番 内容番号35号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんの所有農地のうち賃貸借をしていた一部を〇〇さんが購入を希望していたことにより斡旋調整を行った結果、売買することになったものです。
- 〇〇さんは家族3人で畑作三品、豆類を作付けされ意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。
- 議長 ご異議ありませんか。
- (「なし」の声)
- 議長 ご異議なしと認め、内容番号35号は適当と認めます。
内容番号36号。
- 総務担当主査 内容番号36号についてご説明致します。参考資料は10ページをご覧ください。本件は期間満了に伴う再貸付案件です。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成29年12月26日から平成34年12月31日までの5年間、利用調整日は平成29年12月18日でございます。
- 以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。
- 8 番 内容番号36号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は貸付期間満了に伴う再契約案件で双方の意向を確認したところ、前回と同じ条件で再貸付となったものです。
- 〇〇さんは家族3人で畑作三品を作付されており意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。
- 議長 ご異議ありませんか。
- (「なし」の声)
- 議長 ご異議なしと認め、内容番号36号は適当と認めます。

	内容番号37号。
総務担当主査	<p>内容番号37号についてご説明致します。参考資料は11ページをご覧願います。本件も期間満了に伴う再貸付案件です。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成29年12月26日から平成34年12月31日までの5年間、利用調整日は平成29年12月18日でございます。</p> <p>以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。</p>
8 番	<p>内容番号37号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は貸付期間満了に伴う再契約案件で双方の意向を確認したところ、前回と同じ条件で再貸付となったものです。</p> <p>〇〇さんは家族3人で小麦、ビート、玉ねぎを作付されており意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号37号は適当と認めます。</p> <p>議案第31号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第11、議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。</p> <p>内容番号23号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号23号についてご説明致します。参考資料は14ページをご覧願います。本件は先の報告第17号内容番号10号で合意解約した案件で売買案件です。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で合意解約した面積と相違しておりますが一部内地番で賃貸借していたため合意解約した面積が少なくなっております。申請理由は売買、売買金額は議案記載のとおりで権利の種別は所有権でございます。</p> <p>以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料15ページの調査表にあるとおり〇〇は〇〇、〇〇を行う法人であります。農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
6 番	<p>内容番号23号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さん所有農地を〇〇へ売買するものです。〇〇は〇〇、〇〇を行う法人であります。</p> <p>なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項の各号要件に該当しないことを12月9日に私と木村委員で確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号23号は適当と認めます。</p> <p>内容番号24号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号24号についてご説明致します。参考資料は16ページから19ページをご</p>

覧願います。本件は経営移譲による使用貸借案件です。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、土地明細につきましては議案書23ページをご覧願います。申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間、権利の種別は使用貸借権でございます。

以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料20ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

8 番 内容番号24号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが経営移譲することになったため、息子の〇〇さんへ使用貸借するものです。

〇〇さんは家族3人で、畑作三品、人参などを作付され意欲的に営農されております。

なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項の各号要件に該当しないことを12月11日に私と日並洋委員で確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号24号は適当と認めます。
内容番号25号から26号は関連がございますので一括上程を致します。

総務担当主査 内容番号25号から26号について一括ご説明致します。参考資料は21ページと23ページをご覧願います。本件は経営移譲による使用貸借案件とそれに伴う貸借の借受人の変更でございます。借受人は〇〇の〇〇さんでございます。内容番号25号からご説明致します。貸付人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、土地明細につきましては議案書23ページをご覧願います。申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間、権利の種別は使用貸借権でございます。次に内容番号26号をご説明致します。本件は先の報告第17号内容番号14号で合意解約した案件です。貸付人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇内、面積は〇〇㎡、申請理由は貸借、貸借期間は許可日から5年間、賃貸料は議案記載のとおりで、権利の種別は貸借権でございます。

以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料22ページと24ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

19 番 内容番号25号および26号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇の〇〇さんが経営移譲することになったため、息子の〇〇さんへの使用貸借と〇〇の〇〇さんとの貸借を〇〇さんが行うものです。

〇〇さんは家族3人で小麦、甜菜を作付され意欲的に営農されております。

なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項の各号要件に該当しないことを12月12日に私と大西委員で確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号25号から26号は適当と認めます。
内容番号27号。

総務担当主査 内容番号27号についてご説明致します。参考資料は25ページと26ページをご覧願います。本件は経営移譲による使用貸借案件です。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人

は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡。申請理由は使用貸借、賃借期間は許可日から10年間、権利の種別は使用貸借権でございます。なお、本件につきましては〇〇さんの父〇〇が本年11月10日に死去されて現在相続登記の手続き中であるため、今回〇〇さん所有農地3筆について経営移譲し、相続登記が完了後、改めて〇〇さんから〇〇さんへ使用貸借するものでございます。

以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料27ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

19 番

内容番号27号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが経営移譲することになったため、息子の〇〇さんへ使用貸借するものです。

〇〇さんは家族3人で畑作三品、玉ねぎを作付され意欲的に営農されております。

なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項の各号要件に該当しないことを12月11日に私と重清委員で確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号27号は適当と認めます。
内容番号28号。

総務担当主査

内容番号28号についてご説明致します。参考資料は28ページをご覧ください。本件は使用貸借案件です。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番、面積は〇〇㎡。申請理由は使用貸借、賃借期間は許可日から10年間、権利の種別は使用貸借権でございます。

以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料29ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

19 番

内容番号28号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇の〇〇さん所有農地を隣接している農地で耕作している〇〇さんへ使用貸借するものです。

〇〇さんは家族3人で小麦、大豆、甜菜、玉ねぎを作付され意欲的に営農されております。

なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項の各号要件に該当しないことを12月11日に私と重清委員で確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号28号は適当と認めます。
内容番号29号。

総務担当主査

内容番号29号についてご説明致します。参考資料は30ページをご覧ください。本件は売買案件です。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡。申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで権利の種別は所有権でございます。

以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料31ページの

	<p>調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
3 番	<p>内容番号29号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんの離農跡地を隣接している農地で耕作している〇〇さんへ売買するものです。</p> <p>〇〇さんは家族4人で畑作三品、人参、キャベツを作付され意欲的に営農されております。</p> <p>なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項の各号要件に該当しないことを12月12日に私と松本委員で確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号29号は適当と認めます。</p> <p>議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定致します。</p>
議 長	<p>日程第12、議案第33号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。</p> <p>内容番号3号。</p>
総務担当	<p>内容番号3号についてご説明致します。参考資料は33ページから35ページをご覧ください。本件は農舎2棟を建設ため農地法第4条による農地転用を行うものでございます。申請人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇内、面積は〇〇㎡、農地区分は農業振興地域内農用地区域内第1種農地であります。転用目的は農舎建設で計画の概要は〇〇㎡のうち、農舎2棟の建設面積が〇〇㎡、通路等が〇〇㎡となっております。工事期間は許可日から平成30年9月30日までを予定しています。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
14 番	<p>内容番号3号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇の〇〇さん所有農地に現在賃貸借をしている〇〇が農舎を2棟建設することになったものです。申請地は他の農地への影響が少ない場所を選定しており、現地の状況からみてやむを得ないものであると12月11日に私と日下委員で確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号3号は適当と認めます。</p> <p>議案第33号「農地法第4条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第13、議案第34号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について」を議題と致します。</p> <p>内容番号3号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号3号についてご説明致します。参考資料は37ページと38ページをご覧ください。申出者は〇〇の〇〇さんでございます。申請地は〇〇番他計〇〇筆、面積は合計〇</p>

〇㎡でございます。利用調整の経過につきましては申出日が平成29年12月7日、利用調整期間が平成29年12月7日から平成29年12月15日、利用調整に当たったものは農業委員会、美幌町、北海道農業公社北見支所でございます。事務局からの説明は以上です。

議長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号3号は適当と認めます。
内容番号4号。

総務担当主査

内容番号4号についてご説明致します。参考資料は39ページと40ページをご覧願います。申出者は〇〇の〇〇さんでございます。申請地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、土地明細につきましては議案書26ページをご覧願います。利用調整の経過につきましては申出日が平成29年12月7日、利用調整期間が平成29年12月7日から平成29年12月15日、利用調整に当たったものは農業委員会、美幌町、北海道農業公社北見支所でございます。事務局からの説明は以上です。

議長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号4号は適当と認めます。
議案第34号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について」は適当と認めることに決定を致します。

議長

日程第14、協議第5号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」を議題と致します。

総務担当主査

協議第5号についてご説明致します。本件は12月12日付けで美幌町長から町が定める「美幌町農業振興地域整備計画」において農業振興地域整備計画の変更を行うため意見を求められたもので農用地区域からの用途区分変更1件でございます。内容番号4号につきましては議案書28ページ、参考資料33ページから35ページをご覧願います。本件は先の農地法第4条転用許可申請でご審議いただきました議案第33号内容番号3号と同じ申請箇所でございます。申請者は〇〇の〇〇さん、土地所有者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇内、面積は〇〇㎡でございます。申請理由は農舎2棟を建設するためでございます。

今後の予定ですが、総会後に当委員会から町に意見書を提出します。町は北海道に進達後、回答を得て決定告示される予定であります。事務局からの説明は以上でございます。

議長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、協議第5号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」は適当と認めることに決定致します。

暫時休憩致します。

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。
お諮り致します。早急な審議を要する案件であることから美幌町農業委員会総会会議

規則第12条第2項の規定によりお手元に配布しております協議1件を追加議案として日程に追加し、審議致したいと思っておりますがご異議ございませんか。

(「なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、追加議案として審議することに決定致します。
追加日程第1、協議第6号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」を議題と致します。

総務担当主査

協議第6号についてご説明致します。本件は12月19日付で美幌町長から町が定める「美幌町農業振興地域整備計画」において農業振興地域整備計画の変更を行うため意見を求められたもので農用地区域からの除外1件でございます。内容番号7号につきましては追加参考資料2ページと3ページをご覧願います。申請者は〇〇の〇〇さん、土地所有者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。申請理由は太陽光発電設備建設のためでございます。申請地の選定理由については養豚経営をしていた跡地で現在は畜舎の基礎部分や老朽化した倉庫が残されたまま荒廃した農業用施設用地となっており、今後施設用地あるいは農地として活用される見通しが無いためでございます。

今後の予定ですが、総会後に当委員会から町に意見書を提出します。町は北海道に進達後、回答を得て決定告示される予定であります。事務局からの説明は以上でございます。

議長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、協議第6号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」は適当と認めることに決定致します。

議長

以上で全議案の審議を終了しました。
これをもちまして、第9回美幌町農業委員会総会を閉会致します。

(ブザー)

議長

ご苦労様でした。

閉会 午後4時05分